

新潟県 三条市

インフラの包括的民間委託

(三条市の取組事例)

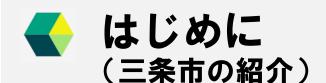




(三条市の紹介)









平成17年に三条市、栄町、下田村が合併



【三条市の地勢・交通など】

- 新潟県のほぼ中央に位置
- 上越新幹線や北陸自動車道等が整備
- 市の中央部には五十嵐川が横断

※令和5年7月1日時点

92,792人

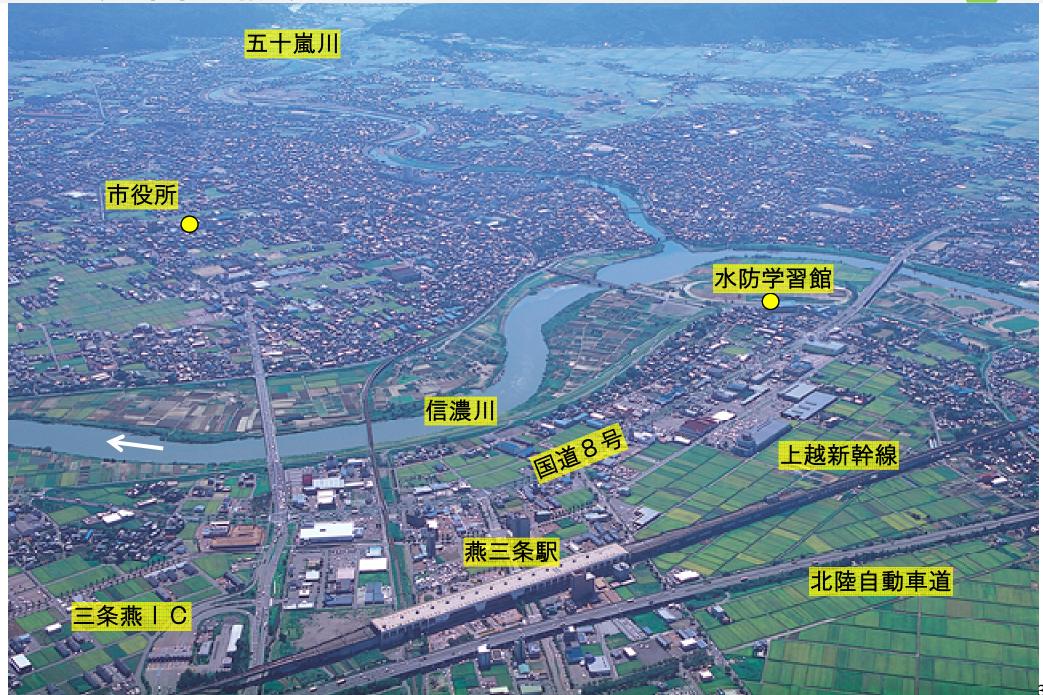
37,157世帯

人口

世帯数









はじめに (三条市の紹介)















○所管する主なインフラ

・道路施設 : 市道(約1,130km)、橋梁(約660橋)等

・上水道 : 配水管(約780km)、給水管(約41,000本)等

・下水道 : 公共下水道事業雨水幹線(約10km)、

汚水管(約280km)等

・農林道 : 農道(約250km)、林道(約90km)

· 公園 : 約200 施設(162ha)等

· 法定外公共物 : 里道、水路、等











○維持管理体制

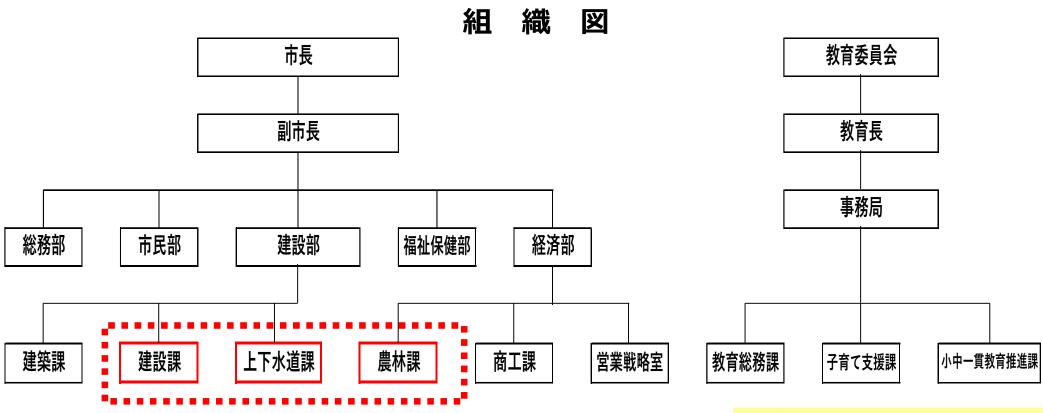
維持管理に携わる職員

■建 設 課:10名(うち技能職員4名) 【道路・公園・法定外公共物】

■上下水道課: 7名(うち技能職員1名) 【上・下水道施設】

■農林課: 3名 【農・林道】

維持管理担当者



三条市職員数:約740人



取組の背景 (三条市の抱える問題)



① 管理するインフラの現状

建設から50年近くが経過し、急速に老朽化が進むインフラが多数存在

② 市役所の現状

人員削減により<u>職員が減少</u>している中で、インフラの維持管理に関する要望の対応に追われ、政策立案などの業務に手が回らない状況に・・・

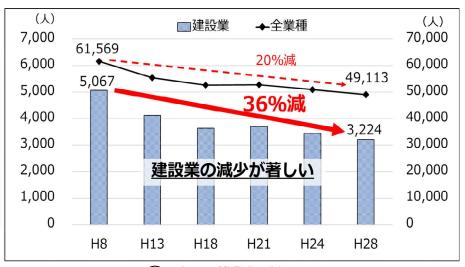
③ 地元建設業の現状

市内の建設業における**従業員数は急激に減少** (20年で約4割減少) →インフラの健全な維持管理や災害時の迅速な対応ができなくなる可能性





(2)





取組の背景 (三条市の抱える問題)



《三条市の抱える問題》

市役所

職員数の減少

管理するインフラ量は 変わらず 老朽化が進行

苦情・要望の対応に 追われてしまう



市民

<u>適切なインフラ</u> 管理が困難に...

政策立案等の **■ 職員が注力すべき 業務が疎か**に…

> 適切な維持管理を持続する**体制が破綻** 安心してインフラを利用できなくなる

民間業者

公共事業の減少

企業・従業員数が減少 若手技術者も 減少傾向

担い手不足による 企業の存続自体が 危ぶまれる

解決策



インフラ整備を

行う業者の不足

大雨等の災害に

対応できなくなる

持続的にインフラを維持管理していく仕組みづくりとして...

『包括的維持管理業務委託』 導入の検討を開始した



取組の背景

(包括維持管理業務委託)



包括的維持管理業務委託とは

今まで 市役所が行っていた

道路・公園等の維持管理に関する業務の一部を民間事業者が実施

今まで...

要望してから工事完了まで時間がかかる・・・



- ຺① 要望・現地確認
- ④ 工事実施の連絡



- ② 見積・作業依頼
- ③ 工事実施



業務の<mark>一部</mark>を 民間業者に!



- ① 要望・現地確認
- ② 工事実施の連絡



市役所を間に挟まないことにより 発注手続き等が省略でき迅速な対応が可能に!





検討経緯(H26年度~H28年度)

年 月	実施項目・内容等
H26.9	「三条市社会インフラ維持管理のあり方に関する検討会」を設立
H27.3	「三条市総合計画」を策定(包括的民間委託への移行を打ち出し)
H27.5	「三条市公共施設包括的民間委託検討会」を設立し、検討を開始
H28.3.30	「三条市公共施設包括的民間委託検討会」より、包括的民間委託を推進 する提言書が市長宛に提出
H28.4	提言書を受け、H29年度より実施する包括的維持管理業務の具体的な内容 (包括する業務、維持管理基準(案)、入札参加資格等)の検討を開始
H28.4.27	市内の建設業を含む維持管理業者を対象に、提言書の説明会を開催
H28.7.1	第1回意見交換会を開催(市内の業界団体ごと)
H28.11.25	第2回意見交換会を開催(市内の建設業を含む維持管理業者対象)
H29.1.6	公告(公募型プロポーザル方式)
H29.3.6	業務委託契約締結
H29.3.23	業務実施区域内地元説明会(関係自治会長対象)39自治会 ⇒ 住民へ事業開始の周知(チラシ配布・回覧)
H29.4.1	業務開始

10





三条市公共施設包括的民間委託検討会

○目的

三条市の社会インフラ維持管理は、施設の老朽化に加え、その基盤を支える担い手である建設業の減少、除雪や多発する自然災害への対応及び高齢化が顕著な地区における住民による地先管理の限界等の問題を抱えているため、維持管理に係わるコストを減少しつつ、少子高齢化社会において増加する元気な高齢者も担い手として活躍でき、市内全域を対象とした地域の建設業構造に合致した地域維持型の包括的民間委託の調査・検討を行う。





三条市公共施設包括的民間委託検討会

- ○包括的民間委託検討会の構成委員
 - 有識者(大学教授) 【検討会会長】
 - 自治会長
 - 建設業協会
 - 電気工事組合
 - 園芸組合
 - 管工事業協会

○主な検討項目

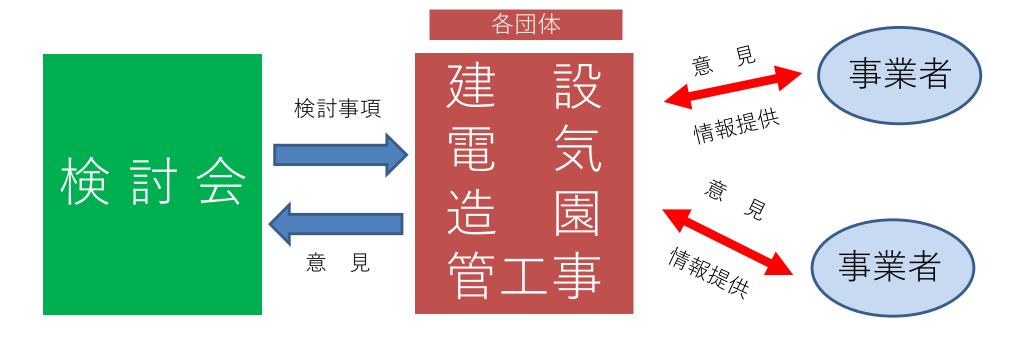
- (1) 包括的民間委託の業務範囲(何を含めるか)
- (2) 包括的民間委託を導入する区域(どこでやるのか)
- (3) ロードマップ(いつまでに、どこで、何をするのか)
- (4) 潜在的担い手の掘り起こし
- (5) 包括的民間委託の導入効果の検証

など





関係機関との調整

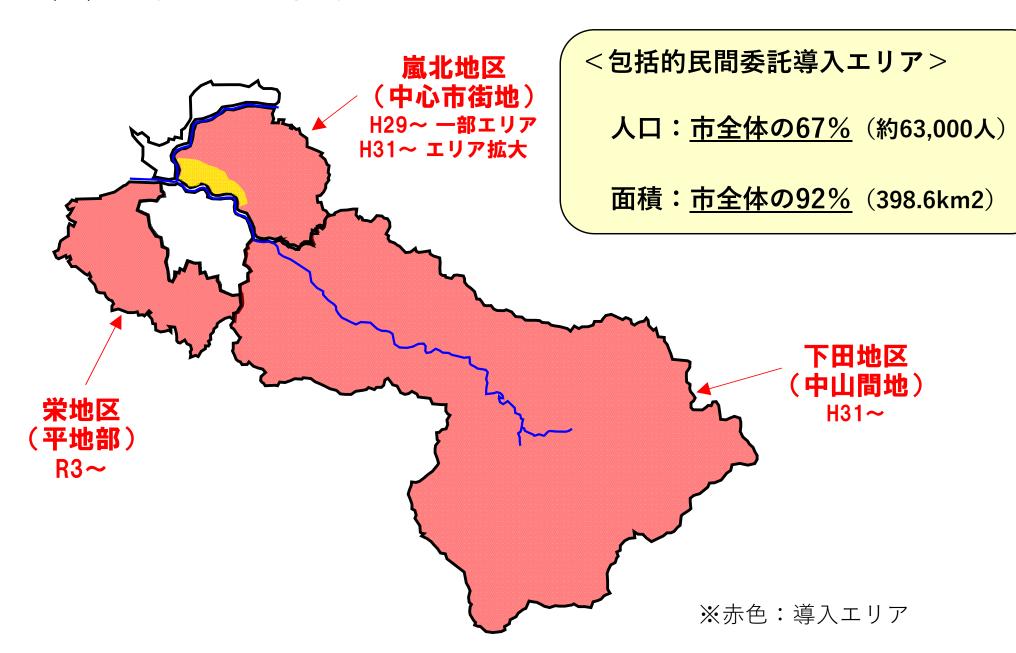


- ・各団体の代表から検討会の委員として参画してもらい、包括的民間委託を受注する立場から意見をいただく
- ・事業導入説明会及び意見交換会を実施し、事業内容や事務の簡素化についての意見聴取と事業参加の意向確認を行う





(1) 包括的民間委託導入エリア





取組の概要



(2) 包括的民間委託の委託内容

○市民からの苦情・要望受付

○各施設の巡回

〇道路維持管理:舗装、側溝、防護柵、標識、街灯、消雪パイプ、橋梁点検など

〇公園維持管理:施設、遊具、植栽など

〇水路維持管理:水路など

業務範囲	嵐北地区 H29導入	下田地区 H31導入	栄地区 R3導入
	(市街地) H31エリア	'拡大 (中山間地)	(平地部)
委託期間	平成31年4月~令和6年3月	同左	令和3年6月~令和6年3月
契約額	737,856千円	177,250千円	176,000千円
	(約147,600千円/年)	(約35,400千円/年)	(約64,000千円/年)
主な施設	市道336km、橋梁218橋、 道路照明灯144基、公園71箇所	市道240km、橋梁157橋、 道路照明灯8基、公園11箇所	市道229km、橋梁35橋、 道路照明灯44基、公園28箇所、 ポンプ場1箇所
受託者	外山・久保・マルモ・イグリ・	吉田組・鈴喜建設・若林建設・	木菱・中央・山口・石翠園・
	山田・向陽園・パシフィックコン	グリーン造景企画・淡路電機管工	斎藤・キタック共同企業体
	サルタンツ共同企業体 (計7社)	共同企業体 (計5社)	(計6社)
主な業務	以下に示す道路施設などに関する 維持業務 舗装、側溝、防護柵、標識、街灯、 消雪パイプ、橋梁点検、公園施設、 水路 など	同左	左記のほか以下を追加 ・ 計画的舗装補修 ・ 道路照明灯点検 ・ 遊具点検 ・ポンプ点検



取組の概要

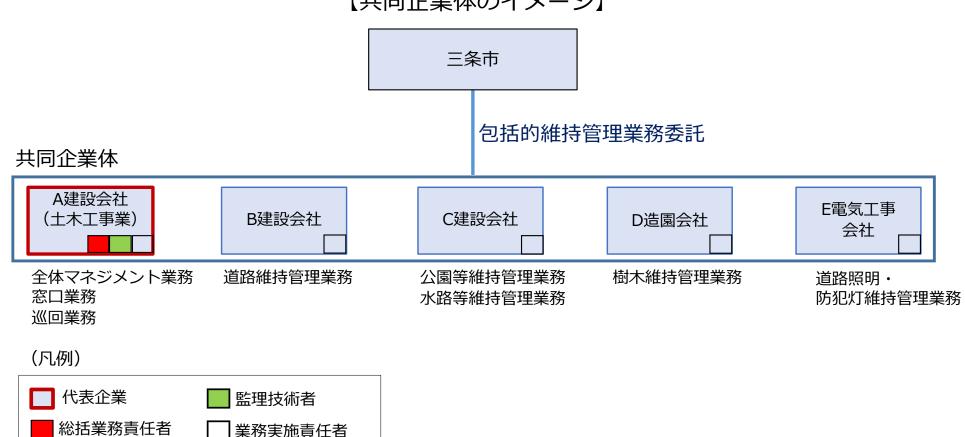


(3) 受注者の体制

○ 建設会社、造園会社、電気工事会社など**各分野に精通した企業**からなる 共**同企業体**が受注

参加資格要件:3者以上10者以内で構成される共同企業体

【共同企業体のイメージ】





取組の概要



(4)業務実施基準

項目	内容
業務実施基準	業務要求水準書をもとに <u>性能規定</u> により判断 (130万円未満 [※] /工事)

業務要求水準書

※地方自治法施行令 第167条の2に基づく随意契約の上限額

【別紙4】

社会資本の維持管理基準 (業)

1 適用の範囲

社会資本の維持管理基準(案)は、三条市が管理する社会資本の維持管理に適用する。

2 維持管理の目的

社会資本は、当民の生活来生会経済活動の基盤であり、機能的な縁起管理の実施により、利用者や第二者の安全金確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続けさせるとを目的上する。

- 3 維持管理基準(案)
- (1) 除雪

冬期間の道路交通を確保し、産業の憂興及び通学児童・生徒の安全療保など市民生活の安定を図る。

除出李託業者実施要領に基づき行うものとする。

(2) 道路維持管理

ア 舗装補修 (Y) 幹無事道

> 該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたと さに、連度制限を伴うなど円滑な交通を阻害する可能性がある場合に対 おする。

(4) 2-66的市場

該当使所を要因とし、利用者が通常想定される総別内で利用を上たと きに、事故の豪生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与え る可能性がある場合に対応する。

イ 供物補化

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される利用範囲内で利用をした ときに、事数の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与え る可能性がある場合に対応する。

ウ 防護振補修

該当協所を要因とし、利用者が通常想定される利用範囲内で利用をした ときに、事故の強生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与え る可能性がある場合に対応する。

35 情榮維持

(2) 道路維持管理

ア道路補修

(ア) 幹線市道

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、<u>速度制限を伴うなど、円滑な交通を阻害する可能性がある場合</u>に対応する

(イ) その他市道

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、<u>事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合</u>に対応する

※130万円以上の案件は、通常の維持管理を超えるものとし、業務の対象外



✔ 導入の効果

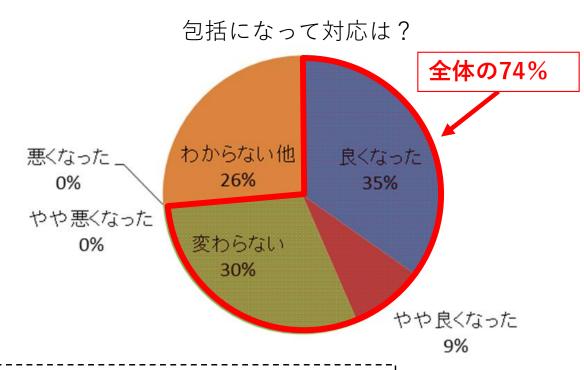


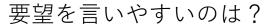
(1) 市民に対する導入効果(自治会)

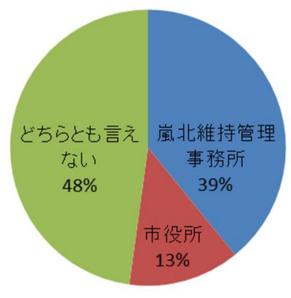
《H30年度 自治会長意識調査(紙面アンケート)》

包括的民間委託の対応は、<u>「良くなった」「やや良くなったが」「変わらない」</u>が 全体の約7割を占めている

⇒包括的民間委託後も**従来の管理水準を維持**







■調査期間:平成30年度

■調査対象:自治会長(嵐北地区)

■実施方法:紙面アンケート

■有効回答数:23





(2) 市民に対する導入効果(市民)

《R2年度 市民満足度調査(インターネットアンケート)》

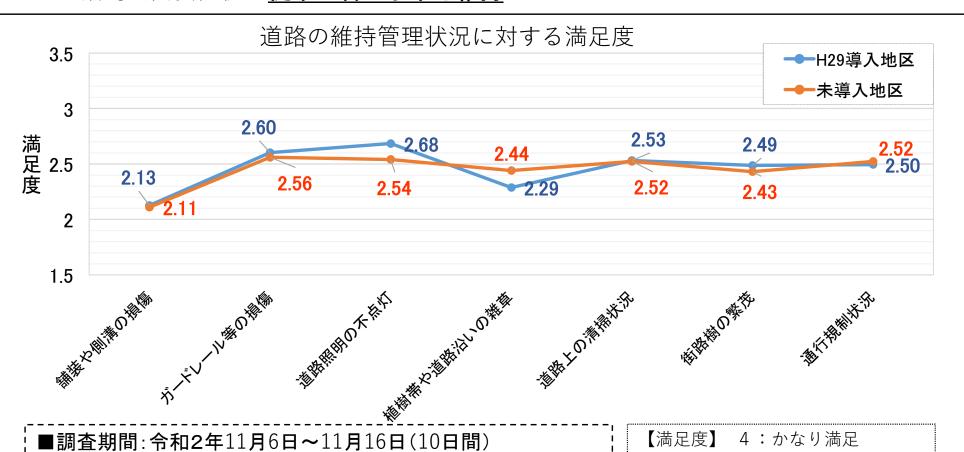
■調査対象:三条市在住の市民(WEB調査会社に会員登録)

■実施方法:インターネットアンケート

■有効回答数:299

包括的民間委託を導入している地区と未導入地区で大きな差は無い

⇒包括的民間委託後も**従来の管理水準を維持**



1:かなり不満足

3: やや満足

2:やや不満足





今後の導入スケジュール

I 期(導入期) H29~H30	Ⅱ期 R1~R5	Ⅲ期 R6~
嵐北地区(市街地)	嵐北地区(須頃・大島除く)	嵐北地区(全域)
	下田地区	下田地区
	栄地区	栄地区
	R3	嵐南地区



職員しかできない 業務に注力

三方以

質の高い 住民サービス の享受



民間業者

第Ⅲ期目を迎え

継続の可能性を 感じ<u>ら</u>れる



検討・改善をすすめ

「三方よし」 の実現を目指す